

議案第43号

加西市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

加西市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年6月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、加西市教育委員会の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとした事務に係るものについては、市長によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(加西市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 3 加西市スポーツ推進審議会条例（平成 26 年加西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「加西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第 3 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(審議資料)

教育委員会の権限に属する事務のうち文化及びスポーツに関する事務について、教育の枠を超えて地域振興や健康づくりなどの関連行政と合わせて地域づくりの観点から総合的に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、平成27年7月1日から市長の権限に移管するもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成27年6月定例会

議案等の件名	議案第43号	政策等の区分	計画・事業 <input checked="" type="radio"/> 条例
	加西市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

文化及びスポーツに関する事務について、教育の枠を超えて地域振興や健康づくりなどの関連行政と合わせて、地域づくりの観点から総合的に取り組むため市長部局に移管する。
また、播磨国風土記1300年事業において新たに創造された文化的資産を継承するとともに、市民会館を文化活動の拠点とし、文化振興に関する施策を総合的に推進する。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

県内市の文化・スポーツ事務移管の状況
文化 市長部局16市(55.2%)
スポーツ 市長部局 8市(27.6%)

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

文化及びスポーツの持つ効用をまちづくりに活かし、人と人との交流、地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成する。また、観光や健康づくりなど他の事業と連携することにより、交流人口の増加等の地域振興、健幸都市の実現、魅力的な地域づくりを推進する。

担当部局	担当課	添付資料の有無
総務部	行政課	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無